

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン 新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1－2 民間事業者からの提案 民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第 6 条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第 7 条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。 このように P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び民間提案の実施手続や提案書（フォーマット例）等を示した「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に留意して対応する。 なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。 <u>これらの民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用</u>	1－2 民間事業者からの提案 民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第 6 条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第 7 条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。 このように P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記及び民間提案の実施手続や提案書（フォーマット例）等を示した「P F I 事業民間提案推進マニュアル」に留意して対応する。 なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。 <u>また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の</u>

することは、公的不動産の有効活用の観点からも管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

また、管理者等が民間事業者からの提案に関する情報（知的財産を含む。）を受領した場合には、(3) ①に記載の項目等について十分に検討・評価を行うとともに、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要がある。なお、知的財産の取扱いについては、(5) も参照すること。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

[①～④ 略]

⑤ 提案に必要となると思われる情報のうち図面や数値情報については、民間事業者が効率的に熟度の高い提案を検討できるよう、引用、検証、分析等を行いやすい形式で電子化して提供することが望ましい。

⑥ [略]

⑦ 管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合において、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、情報管理を徹底し、民間事業者が安心して提案を行える体制を構築するとともに、情報管理に関する管理者等の方針について民間事業者に対し周知することが望ましいと考えられる。

発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

[①～④ 同左]

[項目を加える。]

⑤ [同左]

[項目を加える。]

〔(2)～(4) 略〕

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

〔①～③ 略〕

④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の同意を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対して一定の評価を行うことを検討する。

(6) 〔略〕

〔* 1～* 3 略〕

4－1 民間事業者の募集、評価・選定

〔(1)～(11) 略〕

(12) 〔略〕

* 〔略〕

〔①～②－2－1 略〕

②－2－2 対話に係る留意事項

ア 個別の対話を行う場合には、各民間事業者から当該民間事業者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、民間事業者の提案に係ると考えられる発言内容については、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほのめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

〔(2)～(4) 同左〕

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

〔①～③ 同左〕

④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の了承を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対して一定の評価を行うことを検討する。

(6) 〔同左〕

〔* 1～* 3 同左〕

4－1 民間事業者の募集、評価・選定

〔(1)～(11) 同左〕

(12) 〔同左〕

* 〔同左〕

〔①～②－2－1 同左〕

②－2－2 対話に係る留意事項

ア 個別の対話を行う場合には、各民間事業者から当該民間事業者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、民間事業者の提案に係ると考えられる発言内容については、当該民間事業者の了解なしに第三者に漏洩する、又はほのめかすような行為や、特定の民間事業者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

参考資料 1-4

[イ、ウ 略] ②－3 [略] [(13)～(15) 略] (16) 知的財産として保護対象となるべき情報や提案内容を民間事業者の<u>同意</u>を得て公表した場合についても、適切に評価する。 附 則 本ガイドラインは、<u>令和●年●月●日</u>から施行する。	[イ、ウ 同左] ②－3 [同左] [(13)～(15) 同左] (16) 知的財産として保護対象となるべき情報や提案内容を民間事業者の<u>了解</u>を得て公表した場合についても、適切に評価する。 附 則 本ガイドラインは、<u>令和6年6月3日</u>から施行する。
備考 表中の [] の記載は注記である。	